

少子高齢化の進展が進むヨーロッパ先進諸国は、我が国と同様に社会保障給付費が増加する傾向にある。この給付を賄うために、これらの国々が税財源と社会保険料等の社会拠出とをどのように組み合わせているのか、また税財源の中で消費税が占める位置とその税率はどのような水準になっているのかを知ることは、我が国の社会保障財政の方向を探る上で有益である。高福祉高負担と呼ばれているこれに対して、高齢化率の上昇が我が国や勝又(2004)は、社会保険料負担等の社会拠出と税財源の動向を、『社会保護支出統計』(以下 ESSPROS と表記) 2003 エディションのデータを基礎として、欧州統計局の統計の焦点(Statistics in Focus)を参照しながら検証している。勝又(2004)によれば、2000年 EU15 力国平均では社会拠出が 60.7%、一般政府の税が 35.8%であり、社会拠出の割合が高い国々^{*1}(ベルギー・スペイン・フランス・オランダ・ドイツ)と、税財源の割合の高い国々^{*2}(デンマーク・アイルランド・ノルウェー、イギリス・ルクセンブルク・スウェーデン)に分けることができる。

社会保障給付費が GDP に占める割合で見ると、社会拠出の割合が高い国々の方が税財源の割合が高い国々よりもその割合が低くなっている。また、表 4 から、税財源の割合が高い国々の方が、ジニ係数で見た所得格差が社会拠出の割合が高い国々よりも小さい傾向が見られる。さらに、税財源の割合の高い国々の消費税(付加価値税)率を、各国の消費税率と比較すると(図 4)、比較的消費税率が高いグループに属するものの、ゼロ税率などの配慮があることがわかる。したがって、福祉国家の典型としてあげられる北欧諸国は、逆進的といわれる消費税に再分配的な配慮を施して賦課することにより、多くの税収を確保して、これを社会保障給付を通じて再分配していることがわかる。これに対して、アメリカや日本は、消費課税による税収が少ない分だけ社会保障給付の財源に制約があるため、給付を通じた再分配がしにくくなっている。その結果、日本の再分配所得のジニ係数は、アメリカほどではないものの、北欧諸国より高い水準にある(図 5)。

図 4 消費税率(付加価値税率)の国際比較

図 5 所得再分配後の所得格差の国際比較

福祉国家と呼ばれる国々において、逆進的といわれる消費課税が、再分配的配慮をしつつ活用され、多くの税収を上げて、これを社会保障給付を通じて再分配していることは、我が国の社会保障財政の財源選択の方向性を探る上で、重要な示唆を与える。

現在、社会保障財政における税財源の選択において重要な課題は基礎年金の国庫負担分の財源としてどこまで消費税を活用するかという問題が、現在、社会保障財政の重要な課題となっている。国民年金と基礎年金の給付の 1/2 を国庫負担にすることは決まったのに対して、その財源選択についてはまだ結論が出ていない。基礎年金が今後もその役割を果たしていくためには、その財源の安定が不可欠である。ここでは、この問題を、経済成長

*1 これらの国々は 65%以上を社会拠出としている。

*2 デンマーク・アイルランド・ノルウェーでは社会保障の財源の 58%が税財源。

に及ぼす影響のみならず世代間の公平性と世代内の公平性を視点に検証することのできる、2部門4所得階層からなる2部門一般均衡動学モデルを用いた分析を紹介したい。ここで二つの生産部門とは、サラリーマンを雇用し資本と組み合わせて生産する企業部門と自営業者や小規模な事業所で非正規就業者として働く人々等の国民年金対象者からなる生産部門であり、四つの所得階層とは「国民生活基礎調査」にある所得4分位の所得格差に基づく所得階層である。このようなモデルを用いて、2004年の年金改革で保険料固定方式とこれに伴う所得代替率の推移が示されたので、このような所得代替率の推移を与件として与えて、保険料収入で基礎年金の1/2を上回る部分の年金給付を賄い、基礎年金給付2分の1の国庫負担については、消費税、賃金所得に対する保険料、利子所得と賃金所得に対する総合課税各々について選択した場合を取り上げ比較した。

推計結果をまとめると次の通りである。基礎年金給付の国庫負担については現行の税制により賄うとした上で、それ以外の年金給付を消費税によって賄う場合は、高齢化に伴う国民経済の貯蓄率の低下の程度を緩和して、人々の生涯消費を増加させるのに対して、賃金所得に対する負担によって賄う場合（社会保険料による負担もモデルの上ではこれに含まれる）、引退後に備えて貯蓄する時期（勤労期間）の可処分所得の低下が大きくなるので、国民経済の貯蓄率の低下が大きくなり、それだけ生涯所得が小さくなる傾向が見られる。これは、所得階層別とはなっていない従来の分析結果と整合的である。それに対して、所得階層間の生涯消費の格差の大きさは、国庫負担1/2を全て消費税で賄う場合の方が、他の財源選択の場合よりも大きい傾向が示された。これに対して、従来の国庫負担1/3から1/2に引き上げた部分を消費税の追加的な引き上げで賄う場合には、生涯消費の格差は国庫負担1/2を全額消費税で賄うほどには大きくなり、かつ貯蓄率の低下を緩和して経済成長に寄与する面があることがわかった。

日本経済の先行きが不透明な中で、図2のように少子高齢化によって社会保障給付の増加が見込まれる中、社会保障財政を安定化させていくためには、国民が財源選択を避けて通ることはできない状況にきている。世代間の公平性の観点から保険料固定方式が採用された年金改革と、就業意欲の維持や国際競争の下での企業負担に配慮すると社会保険料や所得課税には自ずと限界があることがわかる。そこで、資産課税か消費課税かという選択に直面するが、福祉国家の経験は、再分配的な配慮をして消費課税を活用して社会保障財政を安定化させ、ここから多様な人々のニーズに対応する再分配を給付と所得移転で実現するというものであった。少子高齢化の程度も人口規模も異なるため、日本人が福祉国家の典型と思う類型に日本が向かうことはないかもしれない。しかし、EU、アメリカ、アジア諸国とのグローバル化の中で少子高齢化が進むという厳しい状況を乗り切るために、福祉国家の経験から学ぶことは社会保障財政の面でも少なくないのではなかろうか。

参考文献

石弘光『税制ウォッチング―「公平・中立・簡素」を求めて』中公新書

石弘光(2004)『税の負担はどうなるか』中公新書

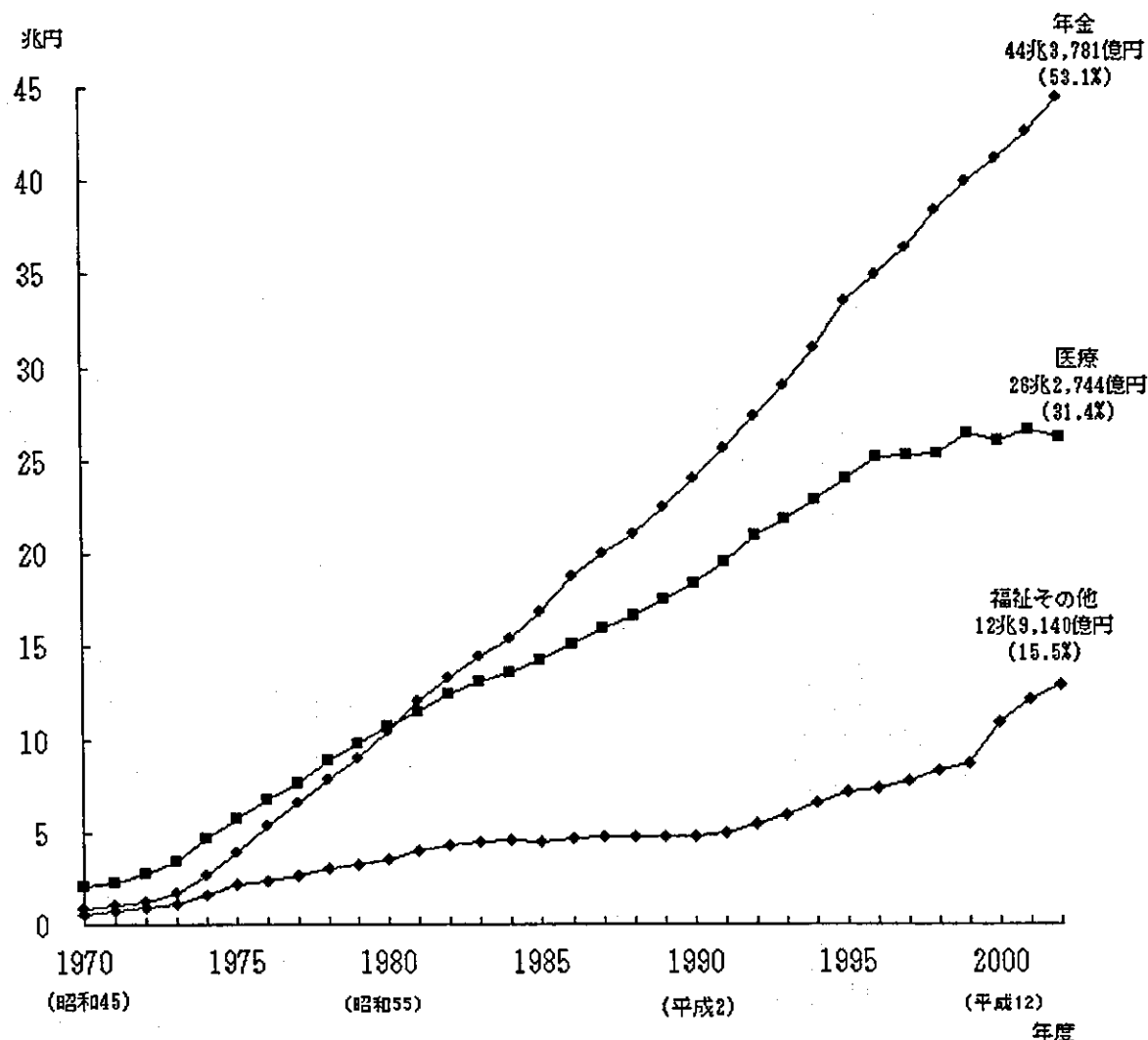
井堀利宏(2003)『租税の経済理論』(岩波書店)

大竹文雄(2004)「所得格差と再分配政策」『現代経済学の潮流2004』東洋経済新報社

権丈喜一(2004)『年金改革と積極的社会保障政策』慶応義塾大学出版会

- 神野直彦 (2002) 『財政学』有斐閣
- 勝又幸子 (2003) 「社会保障給付費と社会保障負担に関する国際比較研究」
平成 15 年度厚生労働科学研究費（政策科学推進研究事業）『社会保障負担
のあり方に関する研究』総括研究報告書,Ⅲ－7 章
- 加藤久和 (2003) 『財政学講義—政府部門の経済分析』文真堂
- 金子能宏・石川達也・中田大悟 (2004) 「非正規就業者増大のもとでの厚生年金適用
拡大と国民年金の経済的効果」『季刊社会保障研究』第 40 巻第 2 号
- 金子能宏・山本克也「世代会計を応用した年金・医療・介護の給付と負担の推計」
『社会保障負担のあり方に関する研究』総括研究報告書,Ⅲ－3 章」
- 田近栄治・油井雄二 (2004) 「介護保険：4 年間の経験で何がわかったか」『ファイナンシ
ャルレビュー』財務総合政策研究所、平成 16 年 12 月号（通巻 72 号）
- 田近栄治，菊池潤 (2003) 「介護保険財政の展開—居宅給付費増大の要因—」『季刊社会保
障研究』第 39 巻 2 号
- 田近栄治・金子能宏・林文子 (1996) 『年金の経済分析』東洋経済新報社
- 高山憲之 (2004) 『信頼と安心の年金改革』東洋経済新報社
- 橘木俊詔 (1998) 『日本の経済格差』岩波新書
- 橘木俊詔 (2004) 『封印される不平等』東洋経済新報社
- 樋口美雄・財務総合政策研究所『日本の所得格差と社会階層』日本評論社
- 宮島洋・連合総合生活開発研究所 (2002) 『日本の所得分配と格差』東洋経済新報社
- 八代尚弘 (2003) 『社会保障改革の経済学』東洋経済新報社

図1 社会保障給付費の部門別推移



出所 国立社会保障・人口問題研究所「平成14年度 社会保障給付費」

表1 社会保障給付費と社会保障負担の国民所得に占める割合

	日本 (1998年度)	アメリカ (1998年)	イギリス (1998年)	ドイツ (1998年)	フランス (1998年)	スウェーデン (1998年)
OECD基準による社会支出の国民所得に占める割合(1)	15.9	20.9	17.2	27.7	25.5	31.7
	日本 (2003年度)	アメリカ (1997年)	イギリス (2000年)	ドイツ (2000年)	フランス (2000年)	スウェーデン (2000年)
社会保障負担の国民所得に占める割合①(2)	15.2	9.8	9.8	25.3	25	22.1
(参考) 租税負担率②	20.9	26.2	41.4	31.2	39.8	54.4
(参考) 国民負担率③	36.1	36	51.2	56.6	64.8	76.5
(参考) 潜在的国民負担率	47.1	37.1	51.2	56.5	66.6	76.5

出所 社会支出は平成13年度「社会保障給付費」参考資料(国立社会保障・人口問題研究所)。社会保障負担と国民負担率は、「平成14年版 厚生労働白書」図1-1-4より作成。

図2 社会保障の負担と給付の対国民所得比の推移

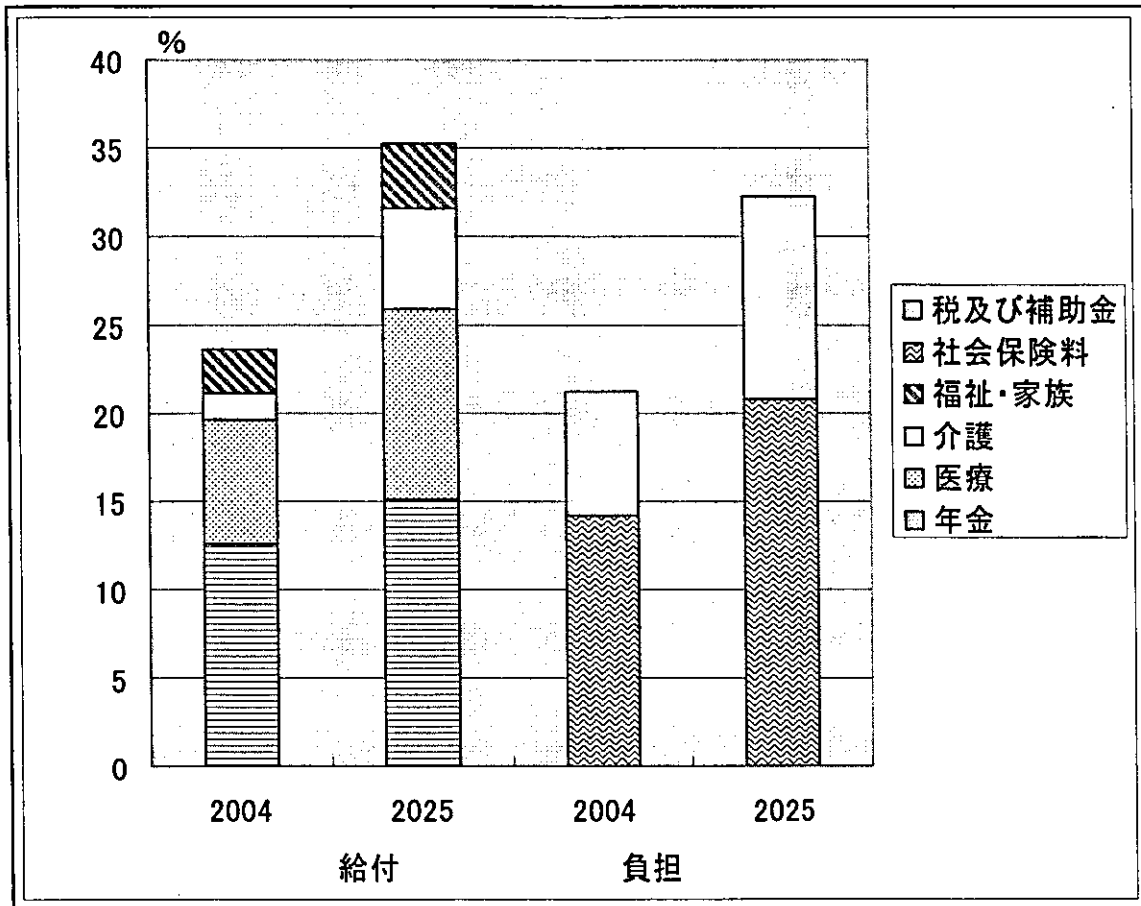


表2 所得格差の現状と社会保障による再分配効果(ジニ係数)

	当初所得	再分配所得		税による再分配所得 (当初所得-税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得+現物給付+社会 保険給付金-社会保険料)	
	ジニ係数 (A)	ジニ係数 (B)	改善度 $\left[\frac{A-B}{A}\right]$	ジニ係数 (C)	改善度 $\left[\frac{A-C}{A}\right]$	ジニ係数 (D)	改善度 $\left[\frac{A-D}{A}\right]$
			%		%		%
平成 2年	0.4334	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5
5年	0.4394	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2
8年	0.4412	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7
11年	0.4720	0.3814	19.2	0.4660	1.3	0.3912	17.1
14年	0.4983	0.3812	23.5	0.4941	0.8	0.3917	21.4

注:平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年については、医療、介護、保育を含む。

出所「平成14年 所得再分配調査」(厚生労働省)

表3 世代会計の要約表:生涯における年金・医療・介護の給付に対する保険料・税負担の比率
(コーホート別:雇用者の場合)

保険料固定方式	国庫負担1/2	年金給付消費税スライド有り							
(コーホート:生まれ年)	1934(年)	1944	1954	1964	1974	1984	1994	2004	
(2004年での年齢)	70(歳)	60	50	40	30	20	10	0	
年金・医療・介護の給付／社会保険料・税負担(自己負担込)	3.144	2.774	2.508	2.250	1.872	1.693	1.570	1.485	
年金・医療・介護の給付／社会保険料・税負担(自己負担を)	3.993	3.521	3.170	2.812	2.300	2.055	1.893	1.787	

出所 金子能宏・山本克也(2004)「世代会計を応用した年金・医療・介護の給付と負担の推計」

平成15年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)「社会保障負担のあり方に関する研究」報告書

注1) 保険料・税負担のうち、給付との比率を測る税負担は、個人が払う税額に「社会保障統計年鑑」から算出した給付の税財源比率をかけた値であり、税額よりも小さい値である。

注2) 年金・医療・介護の給付に対する保険料・税負担の比率は、それぞれのコーホートの年金給付の支給開始時点で評価した年金・医療・介護各々の給付合計の割引現在価値の、生涯の保険料と税負担の現在価値に対する比率である。

図3 年金・医療・介護の給付と負担に関する世代会計の推計
(保険料固定方式:雇用者の場合、1934年生まれ)

図3-1 年齢(横軸)ごとの年金・医療・介護給付の構成(縦軸)とその推移

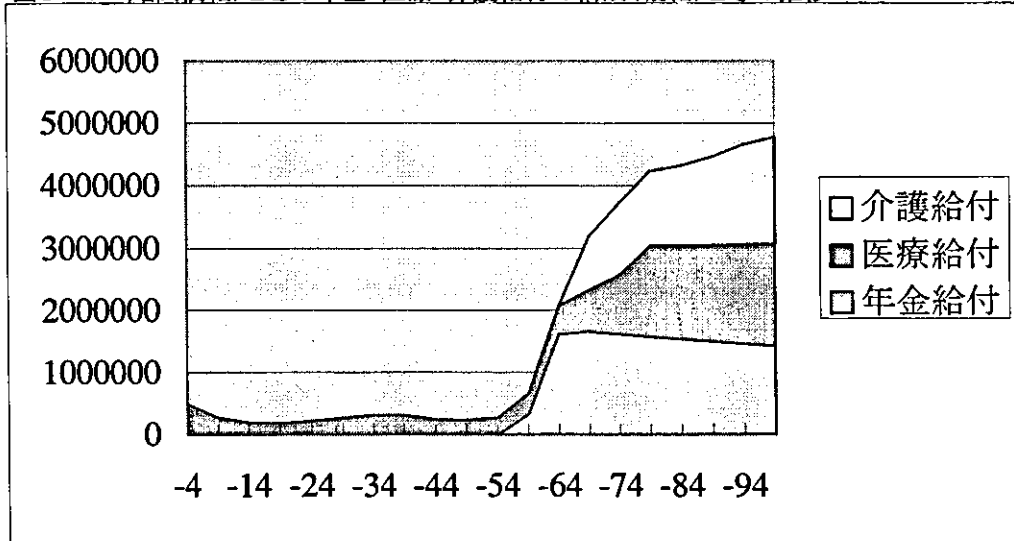
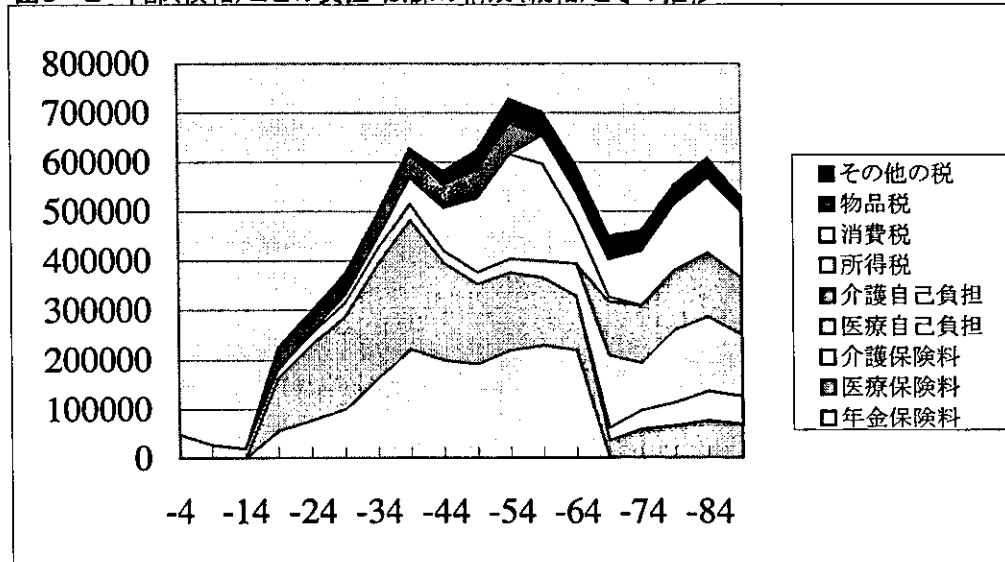


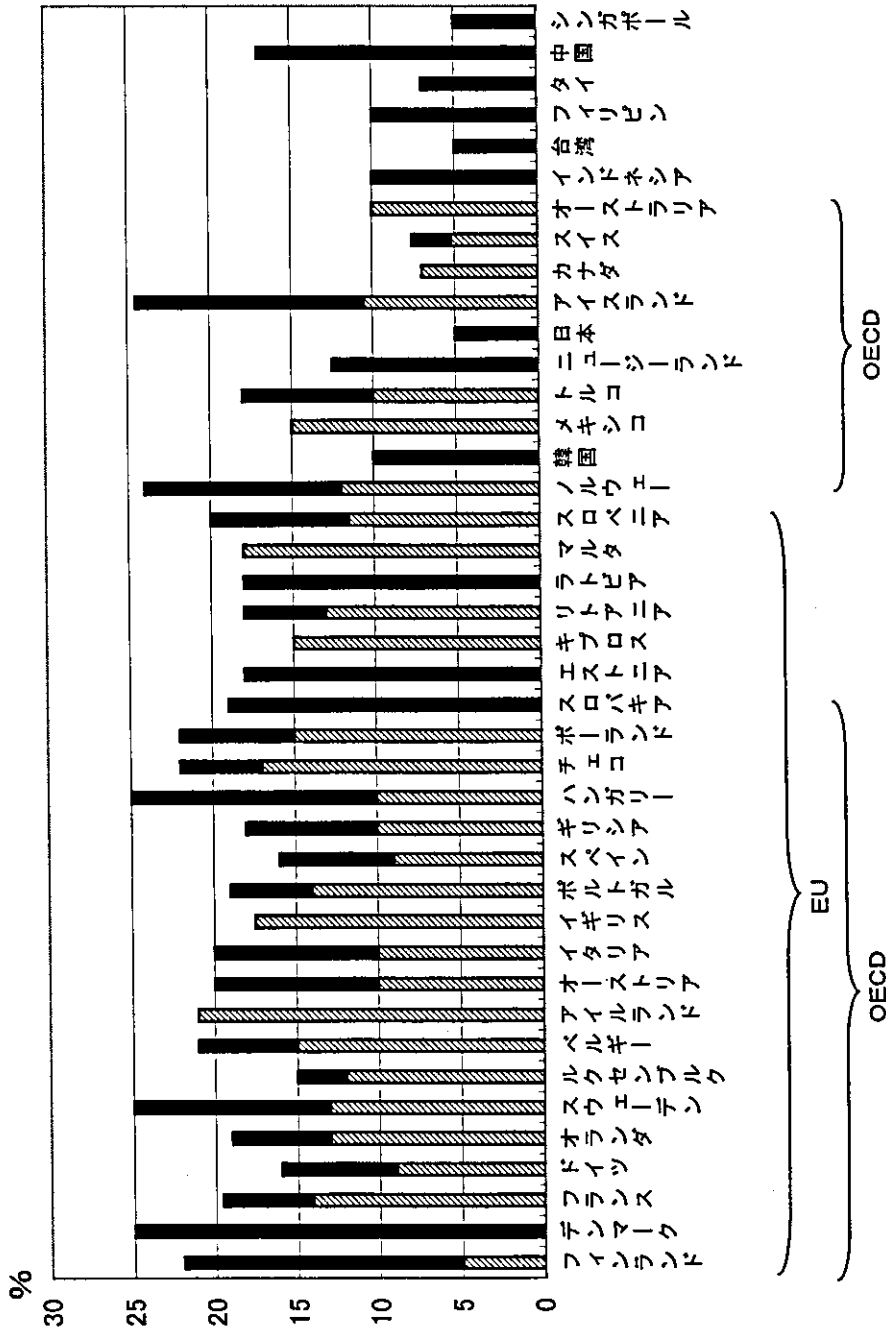
図3-2 年齢(横軸)ごとの負担・賦課の構成(縦軸)とその推移



出所 金子能宏・山本克也(2004)「世代会計を応用した年金・医療・介護の給付と負担の推計」

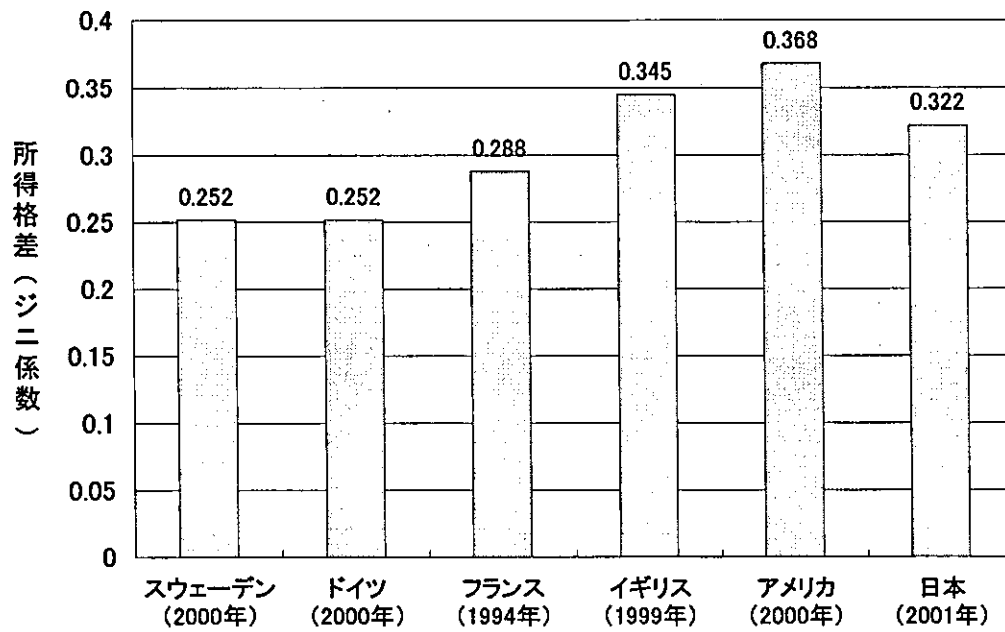
平成15年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)「社会保障負担のあり方に関する研究」

図4 消費税率(付加価値税率)の国際比較 (2004年1月現在)



(備考) 1. 上記中、網掛けした部分が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合がある。また、未加工農産物など一部の食料品について上記以外の軽減税率等が適用される場合がある。
 2. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。
 3. EU加盟国は、2004年5月の新規加盟10カ国を含めたもの(ただし、税率は2004年1月現在)。

図5 所得再分配後の所得格差の国際比較



(出典) 日本以外についてはLuxemburg Income Study

日本については平成14年所得再分配調査報告

(注) 日本は、等価再分配所得のジニ係数、日本以外については、等価可処分所得のジニ係数を示している

11. 「所得再分配調査」の 再集計スクリプトの作成

<分担研究者>

国立社会保障・人口問題研究所
社会保障基礎理論研究部第4室長

山本 克也

厚生労働科学研究費政策科学推進研究事業
我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究
平成 16 年度報告書

「所得再分配調査」の再集計スクリプトの作成
山本 克也（国立社会保障・人口問題研究所）

はじめに

本研究の目的¹は、「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成可能性を探ることである。「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成を行った。昭和 62 年、平成 2、5、8、11、14 年の 6 期間にわたってのデータ解析を行うためには、データセットの時間的な整合性を保持することが必要である。単独（男）世帯を表すコードが時系列に順に 2、2、2、2、2、1 となっている場合、これは 2 として再定義ファイルを作成するというようにして、データの連続性確保が可能となる。

研究方法

データセットの時間的な整合性を確認するため、個票データをメモリーに取り込むのではなく、ハードディスク上でストリーミング処理を行う awk を利用してスクリプトを作成した。時系列でデータを使用するので、たとえば世帯属性を表すコードなどに変更がある。単独（男）世帯を表すコードが時系列に順に 2、2、2、2、2、1 となっている場合、これは 2 として再定義ファイルを作成するというようにして、データの連続性確保が可能となる。

再集計のフォーマットは、小島克久氏の作成した、

1. 男女、年齢階級別などに見た所得分布と平均所得等金額

表番号	集計項目	表側		表頭	表肩(表別)
		表側1	表側2		
A	1 世帯員数	男女	年齢階級	一人当たり所得階層	—
	2 世帯員数	男女	年齢階級	個人所得階層	
	3 平均所得等金額	男女	年齢階級	一人当たり所得階層	
	4 平均所得等金額	男女	年齢階級	個人所得階層	
	5 世帯員数	男女	年齢階級	一人当たり所得十分位	
	6 世帯員数	男女	年齢階級	個人所得十分位	
	7 平均所得等金額	男女	年齢階級	一人当たり所得十分位	
	8 平均所得等金額	男女	年齢階級	個人所得十分位	

という形式を用いている。ほかにも

¹ 「所得再分配調査」の使用に関しては厚生労働省政策評価官の西岡補佐のご協力を得た。再集計フォーマットの作成は、小島克久室長（国立社会保障・人口問題研究所）にご尽力をいただいた。また、awk スクリプトの作成に関しては青山一基氏（慶應義塾大学大学院理工学研究科修士課程）のお世話になった。記して感謝申し上げる。

2.男女、年齢階級別などに見た貧困の状況

表番号	集計項目	表側		表頭	表肩(表別)
		表側1	表側2		
A	1 世帯員数	男女	年齢階級	貧困線を上回るか否か	-
	2 平均所得等金額	男女	年齢階級	貧困線を上回るか否か	
	3 所得格差指標など	男女	年齢階級	貧困線を上回るか否か	

や、

3.世帯単位で見た所得分布と平均所得等金額

表番号	集計項目	表側※		表頭	表肩(表別)
		表側1	表側2		
A	1 世帯数	男女	年齢階級	1世帯当たり所得階層	-
	2 平均所得等金額	男女	年齢階級	1世帯当たり所得階層	
	3 世帯員数	男女	年齢階級	1世帯当たり所得十分位	
	4 平均所得等金額	男女	年齢階級	1世帯当たり所得十分位	

といったものがある。

実際には、表肩にはたくさんの種類があるため、以下のようにしてファイルの管理をしている。ファイルはすべて CSV 形式で保存されているため、表計算ソフトで直ちに読み込めるようになっている。

ファイルの説明

『64～14』のフォルダに収納して年度をあらわす。ファイル名のルールは、ファイル名を b_c_dd_ee_f.csv とすれば、

b:年齢階級 (1、3、5 歳階級)

c:所得項目 (1:市場所得、2:総所得、3:可処分所得、4:再配分所得)

dd:変量 (表 (1) 項目説明.xls 参照)

e:因子 (表 (1) 項目説明.xls 参照)

f:ファイル種類

- 1:世帯員数・一人あたり所得階層
- 2:世帯員数・個人所得階層
- 3:平均所得・一人あたり所得階層
- 4:平均所得・個人所得階層
- 5:世帯員数・一人あたり所得十分位
- 6:世帯員数・個人所得十分位
- 7:平均所得・一人あたり所得十分位
- 8:平均所得・個人所得十分位
- 9:世帯員数・世帯所得階層
- 10:平均所得・世帯所得階層

- 11:世帯員数・世帯所得十分位
- 12:平均所得・世帯所得十分位

である。

#####

貧困線を越えるかどうかに関してはフォルダ名『hinkon』
にファイル名でb_c_dd_ee_f_g.csv

b:年齢階級（1、3、5歳階級）

c:所得項目（1：市場所得、2：総所得、3：可処分所得、4：再配分所得）

dd:変量（表（1）項目説明.xls 参照）

e:因子（表（1）項目説明.xls 参照）

f:貧困線レベル

1:所得の中央値の60%

2:所得の中央値の50%

3:所得の中央値の40%

4:所得の中央値の30%

g:ファイル種類

1:世帯員数・個人所得

2:平均所得・個人所得

3:世帯員数・世帯所得

4:平均所得・世帯所得

5:世帯員数・一人あたり所得

6:平均所得・一人あたり所得

#####

ジニ係数についてはフォルダ名『gini2』にファイル名b_c_d_e_f_g.csv

b:年齢階層

1:0～14歳

2:15～29歳

3:30～64歳

4:65～

c:所得1（1：市場所得、2：総所得、3：可処分所得、4：再配分所得）

d:所得 2 (1:個人所得、2:世帯所得、3:一人あたり所得)

e::貧困線レベル

1:所得の中央値の 60%

2:所得の中央値の 50%

3:所得の中央値の 40%

4:所得の中央値の 30%

f:貧困線の元になる所得 (1:個人所得、2:世帯所得、3:一人あたり所得)

g: (1:貧困線を越える、0:貧困線を越えない)

で格納されている。

スクリプト例

以下には、スクリプトの例を示す。

#『世帯員数・世帯数・所得項目』、男女・年齢階級・所得項目階層別

```
BEGIN{FS=OFS=","}
```

```
{
```

```
  if($38==1){
```

```
    tiiki = $4 #都道府県
```

```
    shotoku = $103 # 総所得
```

```
    sn = $16 # 世帯人数
```

```
    ss1_1 = $99
```

```
    ss1_2 = $100
```

```
    ss1_3 = $101
```

```
    ss1_4 = $102
```

```
    ss2_1 = $103
```

```
    ss2_2 = $104
```

```
    ss2_3 = $105
```

```
    ss2_4 = $106
```

```
    ss3_1 = $107
```

```
    ss3_2 = $108
```

```
    ss3_3 = $109
```

```
    ss3_4 = $110
```

#####

```
if(tiiki==1){
```

```
setai_suu1++
```

```
setai_ninzul+=sn
```

```
setai_shotoku1_1_1+=ss1_1
```

```
setai_shotoku1_1_2+=ss1_2
```

```
setai_shotoku1_1_3+=ss1_3
```

```
setai_shotoku1_1_4+=ss1_4
```

```
setai_shotoku1_2_1+=ss2_1
```

```
setai_shotoku1_2_2+=ss2_2
```

```
setai_shotoku1_2_3+=ss2_3
```

```
setai_shotoku1_2_4+=ss2_4
```

```
setai_shotoku1_3_1+=ss3_1
```

```
setai_shotoku1_3_2+=ss3_2
```

```
setai_shotoku1_3_3+=ss3_3
```

```
setai_shotoku1_3_4+=ss3_4
```

```
}
```

```
else if(tiiki<=7){
```

```
setai_suu2++
```

```
setai_ninzu2+=sn
```

```
setai_shotoku2_1_1+=ss1_1
```

```
setai_shotoku2_1_2+=ss1_2
```

```
setai_shotoku2_1_3+=ss1_3
```

```
setai_shotoku2_1_4+=ss1_4
```

```
setai_shotoku2_2_1+=ss2_1
```

```
setai_shotoku2_2_2+=ss2_2
```

```
setai_shotoku2_2_3+=ss2_3
```

```
setai_shotoku2_2_4+=ss2_4
```

```
setai_shotoku2_3_1+=ss3_1
```

```
setai_shotoku2_3_2+=ss3_2  
setai_shotoku2_3_3+=ss3_3  
setai_shotoku2_3_4+=ss3_4  
}
```

```
else if(tiiki<=14){  
setai_suu3++  
setai_ninzu3+=sn
```

```
setai_shotoku3_1_1+=ss1_1  
setai_shotoku3_1_2+=ss1_2  
setai_shotoku3_1_3+=ss1_3  
setai_shotoku3_1_4+=ss1_4
```

```
setai_shotoku3_2_1+=ss2_1  
setai_shotoku3_2_2+=ss2_2  
setai_shotoku3_2_3+=ss2_3  
setai_shotoku3_2_4+=ss2_4
```

```
setai_shotoku3_3_1+=ss3_1  
setai_shotoku3_3_2+=ss3_2  
setai_shotoku3_3_3+=ss3_3  
setai_shotoku3_3_4+=ss3_4  
}
```

```
else if(tiiki<=23){  
setai_suu4++  
setai_ninzu4+=sn
```

```
setai_shotoku4_1_1+=ss1_1  
setai_shotoku4_1_2+=ss1_2  
setai_shotoku4_1_3+=ss1_3  
setai_shotoku4_1_4+=ss1_4
```

```
setai_shotoku4_2_1+=ss2_1  
setai_shotoku4_2_2+=ss2_2  
setai_shotoku4_2_3+=ss2_3  
setai_shotoku4_2_4+=ss2_4
```

```

setai_shotoku4_3_1+=ss3_1
setai_shotoku4_3_2+=ss3_2
setai_shotoku4_3_3+=ss3_3
setai_shotoku4_3_4+=ss3_4
}
else if(tiiki<=30){
setai_suu4++
setai_ninzu4+=sn

setai_shotoku4_1_1+=ss1_1
setai_shotoku4_1_2+=ss1_2
setai_shotoku4_1_3+=ss1_3
setai_shotoku4_1_4+=ss1_4

setai_shotoku4_2_1+=ss2_1
setai_shotoku4_2_2+=ss2_2
setai_shotoku4_2_3+=ss2_3
setai_shotoku4_2_4+=ss2_4

setai_shotoku4_3_1+=ss3_1
setai_shotoku4_3_2+=ss3_2
setai_shotoku4_3_3+=ss3_3
setai_shotoku4_3_4+=ss3_4
}
}
}
END{
print "県番号,世帯員数,市場所得,総所得,可処分所得,再配分所得"
for(i=1;i<=47;i++){
    if(!(setai_suu1_1[i]>0)){setai_suu1_1[i]=1}
    if(!(setai_suu1_2[i]>0)){setai_suu1_2[i]=1}
    if(!(setai_suu1_3[i]>0)){setai_suu1_3[i]=1}
    if(!(setai_suu1_4[i]>0)){setai_suu1_4[i]=1}

```



```

        print
setai_ninzu[i],setai_shotoku1_1/setai_suu1_1[i],setai_shotoku1_2/setai_suu1_2[i],setai_
shotoku1_3/setai_suu1_3[i],setai_shotoku1_4/setai_suu1_4[i]
    }
    print "県番号,世帯員数,市場所得,総所得,可処分所得,再配分所得"
    for(i=1;i<=47;i++){
        if(!(setai_suu2_1[i]>0)){setai_suu2_1[i]=1}
        if(!(setai_suu2_2[i]>0)){setai_suu2_2[i]=1}
        if(!(setai_suu2_3[i]>0)){setai_suu2_3[i]=1}
        if(!(setai_suu2_4[i]>0)){setai_suu2_4[i]=1}

        print
setai_ninzu[i],setai_shotoku2_1/setai_suu2_1[i],setai_shotoku2_2/setai_suu2_2[i],setai_
shotoku2_3/setai_suu2_3[i],setai_shotoku2_4/setai_suu2_4[i]
    }
    print "県番号,世帯員数,市場所得,総所得,可処分所得,再配分所得"
    for(i=1;i<=47;i++){
        if(!(setai_suu3_1[i]>0)){setai_suu3_1[i]=1}
        if(!(setai_suu3_2[i]>0)){setai_suu3_2[i]=1}
        if(!(setai_suu3_3[i]>0)){setai_suu3_3[i]=1}
        if(!(setai_suu3_4[i]>0)){setai_suu3_4[i]=1}

        print
setai_ninzu[i],setai_shotoku3_1/setai_suu3_1[i],setai_shotoku3_2/setai_suu3_2[i],setai_
shotoku3_3/setai_suu3_3[i],setai_shotoku3_4/setai_suu3_4[i]
    }
}

```

おわりに

「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成を行った。昭和 62 年、平成 2、5、8、11、14 年の 6 期間にわたってのデータ解析を行うためには、データセットの時間的な整合性を保持することが必要であるが、それは十分可能なことが判明した。来年度は、この結果を踏まえ精緻な分析を試みたい。

付録

各種コードの時系列変化

世帯構造		62	2	5	8	11	14				統一版
	単独(男)世帯	2	2	2	2	2	1				2
	単独(女)世帯	3	3	3	3	3	2				3
	夫婦のみの世帯	5	5	5	5	5	3				5
	夫婦と未婚の子のみの世帯	6	6	6	6	6	4				6
	片親と未婚の子のみの世帯	7	7	7	7	7	5				7
	三世帯世帯	8	8	8	8	8	6				8
	その他の世帯	9	9	9	9	9	7				9
		A	B								
世帯類型	高齢者世帯	1	1	1	1	1	1				1
	母子世帯	2	2	2	2	2	2				2
	父子世帯	3	3	3	3	3	3				3
	その他の世帯	4--7	4	4	4	4	4				4
世帯業態	会社・団体等の役員の世帯	1	1	1	1	1	1				1
(一般常雇用者)	企業規模1~4人	2	2	2	2	2	2				2
	企業規模5~29人	3	3	3	3	3	3				3
	企業規模30~99人	4	4	4	4	4	4				4
	企業規模100~499人	5	5	5	5	5	5				5
	企業規模500~999人	6	6	6	6	6	6				6
	企業規模1000~人	7	7	7	7	7	7--8	8 →			7
	官公庁	7	8	8	8	8	9	9 →			8
	不詳						10	10 →			19
	1月以上1年未満の契約の雇用者世帯	8	9	9	9	9	11	11 →			9
	日々又は1月未満の契約の雇用者世帯	9	10	10	10	10	12	12 →			10
(自営業者世帯)	雇人あり	10	11	11	11	11	13	13 →			11
	雇人なし	11	12	12	12	12	14	14 →			12
(その他の世帯)	内職	12	13	13	13	13	15	15 →			13
	所得を伴う仕事をしている者のいる世帯(内職)	13	14	14	14	14	16	16 →			14
	所得を伴う仕事をしている者のいない世帯	14	15	15	15	15	17	17 →			15
(農耕・専業世帯)	所得を伴う仕事をしている者のいる世帯	15	16	16	16			18 →			19
	所得を伴う仕事をしている者のいない世帯	16	17	17	17						
(農耕・兼業世帯)	常雇者等のいる世帯	17	18	18	18						
	その他の世帯	18	19	19	19						

勤めか自営か		62--08		14			
	自営業主(雇人あり)		1	1			
	自営業主(雇人なし)		2	2			
	家族従業者		3	3			
	会社・団体等の役員		4	4			
	一般雇用者						
	企業規模1~4人		5	5			
	企業規模5~29人		6	6			
	企業規模30~99人		7	7			
	企業規模100~499人		8	8			
	企業規模500~999人		9	9			
	企業規模1000人以上		10	10--11	11 →		10
	官公庁		11		12 →		11
	1月以上1年未満の契約		12		14 →		12
	日々又は1月未満の契約		13		15 →		13
	家族内職者		14		16 →		14
	その他		15	17、19、99	17 →		15
	仕事なし		16		18 →		15
	15歳未満および年齢不詳		△△		△△	99 →	15
						18 →	16

平成16年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）研究報告書
我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究
主任研究者 金子 能宏（国立社会保障・人口問題研究所）
印刷・発行 平成17年3月
表紙デザイン KK（分担研究者）